

令和7年11月12日

加入者 各位

コスモエネルギーグループ健康保険組合

「健康保険 被保険者証」廃止と「資格確認書」の交付について

日頃より健康保険組合の事業運営にご協力いただきありがとうございます。

令和7年12月2日以降は現行の健康保険被保険者証（以下、保険証）が廃止となり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。マイナ保険証利用登録をされているかたは9月末時点で約79%となっております。引き続きマイナ保険証利用登録にご協力よろしくお願いいたします。

令和7年12月以降の健康保険の取り扱いにつきまして下記のとおりご連絡いたします。

記

1. 現行の保険証について

(1) 保険証廃止日

令和7年12月2日以降、経過措置は終了します。原則マイナ保険証使用となります。

(2) 保険証回収について

令和7年12月2日以降は使用できないため、保険証回収はしませんので各自廃棄をお願いします。個人情報が含まれますので、取り扱いにはご注意ください。

2. 令和7年12月2日以降の医療機関受診方法

①～③いずれかを医療機関に提示します。

	対象者	受診方法
① マイナ保険証	原則マイナンバーカード所持者全員 (マイナ保険証の利用登録は医療機関窓口でも可能)	カードリーダーで認証(暗証番号または顔認証)
② マイナ保険証+資格情報のお知らせ	マイナ保険証が使用できない一部医療機関、カードリーダーに不具合があった場合 等	健保から配付した「資格情報のお知らせ」またはマイナポータルの資格情報画面のPDFなどをマイナ保険証と併せて提示する
③ 資格確認書	マイナンバーカードを持っていない場合(国外在住者等)	資格確認書を提示する

※読み取り機の不具合等でマイナ保険証が使用できない場合は「マイナンバーカード」と「資格情報のお知らせ」を併せて提示することで受診できます。

3. 「資格確認書」について

『資格確認書（紙・はがきサイズ）』

マイナ保険証が準備できていないなど以下の対象者に該当する場合に発行します。

① 現在有効な保険証が手元にあり、マイナ保険証利用登録無しの加入者

該当者が多いため一括作成します。11 月中に会社担当者より「資格確認書」が配付されます。

※利用登録有無は 2025 年 10 月 8 日時点です。

※10 月以降にマイナ利用登録をされた場合にはデータが間に合わないため、「資格確認書」が作成されています。各自で保管していただくか、不要な場合には健康保険組合へご返却ください。保管される場合、有効期限内に退職等により喪失される時は返却いただくこととなりますので、ご注意ください。

※健保組合にマイナナンバーの登録がないかたは登録できしだい発行します。

② その他

発行を希望する場合は「資格確認書（再）交付申請書」をご提出ください。下記の場合に限ります。

資格確認書の交付方法とその対象者

交付方法	対象者	交付時期	有効期限	
申請交付	マイナナンバーカードを紛失した・更新中の者	申請時	6 か月	
	ベビーシッターや介助者等の第三者が要配慮者（マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者をいう。）等と同行して資格確認を補助する必要がある者	申請時	3 年	
職権交付	マイナナンバーカードを取得していない者	新規加入時	3 年	
	マイナナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者	新規加入時	3 年	まずはマイナ保険証紐づけを依頼し、しない場合交付。
	マイナ保険証の利用登録解除を申請した者（登録解除者）	月次（解除完了時点）	3 年	解除完了（約 2 か月かかる）後交付。いつでも「マイナ保険証」再利用登録は可能。
	マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者	月次（使用不可時点）	3 年	電子証明書有効期限切れから3か月以内はマイナ保険証使用可能。使用不可の時点で交付。
	マイナナンバーカードの返納者	月次	3 年	

資格確認書についての他注意事項

- ・「マイナ保険証」が使用できる場合は交付しません。（交付申請を除く）
- ・申請交付対象の場合は申請書が必要です。
- ・職権交付で交付時期が月次となるかたについては対象者を健保で把握し、交付するまで時間を要します。有効期限切れ等で速やかに使用したい場合は「資格確認証交付申請書」にて申請をお願いします。
- ・有効期限内に喪失等する場合は回収いたします。有効期限終了後は回収いたしません。
- ・滅失・棄損し、再交付を希望する場合には再交付手数料がかかります。（1,000 円/枚、振込手数料は別途自己負担）

4. 各種申請について

（1）付随する各種証の申請について

これまで同様に申請により発行します。

限度額適用認定証・限度額適用標準負担額減額認定証：マイナ保険証が使用できる場合は申請不要
特定疾病受療証：受療証は交付するがマイナ保険証使用で持参不要の場合あり

※「高齢受給者証」は 70 歳以上全員交付しますので、申請は不要です。

(2) マイナ保険証関連の申請

随時受付。③は毎月 20 日健保到着分を当月処理とします。

	ケース	申請書	備考
①	資格確認書を申請したい (申請交付の場合)	資格確認書交付申請書	マイナンバーカード紛失・更新中・要配慮者のみ
②	資格確認書再交付申請 をしたい (滅失・棄損の場合)	資格確認書交付申請書、健康保険 被保険者証(資格確認書)滅失届、 他必要書類有	資格確認書を滅失・棄損した場合、再 発行手数料 1,000 円(振込手数料自 己負担)
③	マイナ保険証の登録解除 をしたい	マイナ保険証登録解除申請書	解除登録から処理完了までは約 2 か月 かかる。再登録はいつでも可能。
④	資格情報のお知らせを再 交付してほしい	—	マイナポータルで確認・DL 可能ため、原 則は再交付申請不要。

(3) 注意事項

- ・ 下記手続きはマイナ保険証使用に影響がでるため、発生の都度速やかに申請をお願いいたします。
「氏名変更届」「特定疾病療養受療証交付申請書」

6. お問い合わせ

マイナンバーカードに関するお問い合わせ ☎ 0120-95-0178 (フリーダイヤル)
([マイナンバー制度に関するお問い合わせ | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](#))

コスモエネルギーグループ健康保険組合 kenpo-info@cosmo-oil.co.jp
(お問合せの際は、記号・番号をご記載ください)

以上